

鳥取県公報

昭和四十六年七月二十七日

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、そ
の翌日)

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎

正

幸

名 称

鳥取市金沢土地改良区

鳥取市金沢

事務所の所在地

鳥取市有富

鳥取市有富

正

幸

目 次

◆告 示

土地改良区の解散

基本測量の実施を終わつた旨の通知

過疎地域対策緊急措置法による町道の改築

都市計画事業の認可

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可

土地区画整理事業の施行者の変動

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正

告 示

鳥取県告示第六百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第六十七条第一項第二号に掲げる事由により、次の土地改良区が解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

伏野	有富	伏野
高住	鳥取市布勢桂見	布勢
岩吉	中湯棚	中湯棚
千間	"	"
坂田	"	"
大御門村市谷	八頭郡河原町天神原	船岡町坂田
船岡町本手井手	"	郡家町市谷
大坪	"	船岡町船岡
花見村門田	"	郡家町大坪
竹山村福山	東伯郡東郷町花見	倉吉市福守
高城村桜	"	妻ヶ崎
社村妻ヶ崎堰	"	"
高城村福山	"	"
東伯郡三朝町福山	"	"
高城村上福田	"	"
倉吉市上福田	"	"
倉吉市福守	"	"
妻ヶ崎	"	"

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第六十七条第一項第二号に掲げる事由により、次の土地改良区が解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第六十七条第一項第二号に掲げる事由により、次の土地改良区が解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

上井町長谷	"	上井
東伯郡大栄町東高尾	"	東郷町北福
三朝	"	三朝町三朝
小路田井	"	東伯町八橋
岩井手	"	倉吉市福田
三朝町久原	"	東伯郡三朝町久原
光好	"	東伯町光好
浦安	"	"
大高村岡成	"	米子市尾高
石井	"	石井
福栄村中野	"	日野郡日南町神福
日光村下大河原	"	江府町大河原
佐川	"	佐川
池ノ内	"	池ノ内
杉谷	"	杉内
宮市	"	宮市
隼村福井	"	八頭郡船岡町福井
二部村烟地	"	日野郡溝口町二部
加勢蛇川右岸	"	東伯郡東伯町徳方
船岡町下船岡	"	八頭郡船岡町船岡
灘手村谷	"	倉吉市谷
社村福光	"	福光
散岐村山上	"	八頭郡河原町渡一木
東郷町方地	"	東伯郡東郷町方地

鳥取県告示第六百二十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から、次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年七月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎 幸

幸

一 作業種類 基本測量(天文測量)

二 作業地域 鳥取市

三 終了年月日 昭和四十六年六月三十日

鳥取県告示第六百三十号

過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号)第十三条第一項の規定に基づき、町道の改築に関する工事を次のとおり行なうので、過疎地域対策緊急措置法施行令(昭和四十五年政令第百四号)第六条第二項の規定により告示する。

昭和四十六年七月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎 幸

幸

路線名	工事区间	工事類の 種類	工事の開始の日
溝口町道 莊中祖線	日野郡溝口町古市字極楽山三八八 の三から同町古市字岩田八四九の 三まで	改築	昭和四十六年 七月三十二日

鳥取県告示第六百三十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第十二条第五項の規定による届出があつたので、同法同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年七月二十七日

鳥取県知事職務代理人者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

一 土地区画整理事業の名称

倉吉市生田土地区画整理事業

二 事務所の所在地

倉吉市嚴城三六六番地一

三 施行認可の年月日

昭和四十六年五月十二日

四 新たに施行者となつた者の氏名及び住所

有限会社 高力

代表取締役 高 力 重 儀

倉吉市嚴城三六六番地一

五 施行者でなくなつた者の氏名

新 田 忠 雄

水 谷 辰 三 郎

桑 本 太 二

福 田 英 二

平 田 雄 二

澤 田 錫 二

桑 田 雅 二

中 田 森 国 一

竹 田 仁 一

浅 田 猛 一

藤 田 隆 一

中 田 仁 一

入 田 船 重 一

谷 田 原 紗 一

水 田 絹 一

中 田 重 一

桑 田 昭 一

谷 田 あ さ の 一

水 田 あ さ の 一

中 田 重 一

桑 田 紗 一

谷 田 一

水 田 一

中 田 一

桑 田 一

谷 田 一

水 田 一

中 田 一

鳥取県告示第六百三十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、米子市旗ヶ崎土地区画整理組合の事業計画について変更の認可をしたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年七月二十七日

鳥取県知事職務代理人者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

高

崎

正

幸

- 一 組合の名称
米子市旗ヶ崎土地区画整理組合
- 二 事業施行期間
昭和四十六年三月九日から昭和四十七年三月三十一日まで
- 三 施行地区
米子市旗ヶ崎の一部
- 四 事務所の所在地
米子市中町二十番地 (米子市役所建設部都市計画課内)
- 五 設立認可の年月日
昭和四十六年三月五日
- 六 変更認可の年月日
昭和四十六年七月二十一日

鳥取県告示第六百三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年七月二十二日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 高崎正幸

一 施行者の名称
米子市
二 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画道路事業三、四、一四 旗ヶ崎中央線
三 事業施行期間
昭和四十六年七月二十七日から昭和四十八年三月三十一日まで

鳥取県告示第六百三十五号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号(廻の指定について)の一部を次のように改正する。

二 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画道路事業三、四、七 青木団地線

鳥取県告示第六百三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年七月二十七日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 高崎正幸

一 施行者の名称
米子市
二 都市計画事業の種類及び名称
米子市旗ヶ崎地内
三 事業施行期間
昭和四十六年七月二十七日から昭和四十八年三月三十一日まで

三 事業施行期間
昭和四十六年七月二十七日から昭和五十一年三月三十一日まで

四 事業地
米子市福市及び青木地内

00040

5 昭和46年7月27日 火曜日

鳥 取 県 公 報

第4260号 (第三種郵便物認可)

昭和四十六年七月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎正幸

「鳥取県東京事務所 東京都千代田区平河町二の四」を「鳥取県東京事務所 東京都千代田区平河町二丁目六の三」に改める。